

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

洪水ハザードマップ

当町のハザードマップによると、東西に流れる奥入瀬川周辺地域において想定しうる最大規模の降雨があった場合に最大5mの浸水被害が予想されている。また館野溜池(さつき沼)が豪雨や大地震などにより決壊した場合には町役場を含む町内の中心商業地区である前谷地・後田において1m未満の浸水が予想されている。

土砂災害ハザードマップ

当町の土砂災害ハザードマップによると、町内43箇所において、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域となっている。特に山間部になる長谷地区・小平地区一帯に土石流が発生する恐れがある箇所が多く存在している。

地震：J-SHIS

地震ハザードステーションの確率論的全国地震動予測地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で奥入瀬川沿いでは26%~100%の確率で、その他の地域では6%~26%の確率で発生すると予測されている。

※令和3年度青森県地震・津波被害想定調査では、太平洋側海溝型地震が発生した際、六戸町は震度6弱(北部の一部は6強)と予測されている。

その他

六戸町で発生した災害は、台風や大雨による水害が主で過去数度の大水害に襲われている。また、十勝沖地震では道路、建物等に甚大な被害をもたらした。

感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 311人

・小規模事業者数 253人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	79	68	町内に広く分散している
	製造業	37	23	町内に広く分散している
	卸売・小売業	80	60	町内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	24	23	町中心部に多い
	サービス業・その他	91	79	町内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・六戸町国土強靱化地域計画の策定
- ・六戸町地域防災計画の策定
- ・六戸町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・「ろくのへ防災・行政ナビ」の配信
- ・六戸町防災マップの作成・配布
- ・六戸町災害対策図上訓練の実施
- ・災害時支援協定の締結（国・県・市町村、公共的団体、民間企業）全24協定
- ・防災物資等の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・青森県火災共済協同組合、ジブラルタ生命保険株式会社と連携した損害保険への加入促進

II 課題

現状では、自然災害等発生時における、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていないことに加え、平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が不足していることから、防災に対する意識や知識の向上を図ることが必要とされている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

更には、非常時に必要な防災設備・備品・資機材も十分とは言えない状況にあり、今後、計画的な整備が必要とされている。

III 目標

- ・専門家や損害保険会社等と連携を図りながら、地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。
- ・発災時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告体制を構築する。
- ・発災後速やかな応急・復興支援策が行えるよう、また域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制・関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 当町広報、当町及び当会のHPなどにおいて、国・県の施策の紹介を行い、事業継続に向けたリスク対策の必要性と各種損害保険の概要等を紹介する。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化することから、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒薬等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会事業継続計画の作成

- ・ 事業継続計画を作成（令和4年12月作成）

3) 関係団体等との連携

- ・ 代理店業務契約を結んでいる青森県火災共済協同組合や、生命・医療保険の引受契約を締結しているジブラルタ生命株式会社、損害保険の引受契約を締結している東京海上日動火災保険株式会社に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 当町の公共施設や地域金融機関等の関係機関へ普及啓発ポスターの掲示依頼などを通じて連携を深める。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等実施状況の確認
- ・「六戸町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）」を設立、開催し、状況確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・各種災害発生を想定した情報・連絡確認等の訓練を随時実施する。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることから、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置状況等を勘案して当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会で防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、48時間以内に情報共有する。
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内事業所で、「看板等の損傷」、「窓ガラスが割れる」等、一部破損の比較的軽微な被害が発生している。

ほぼ被害はない ・目立った被害の情報がない。

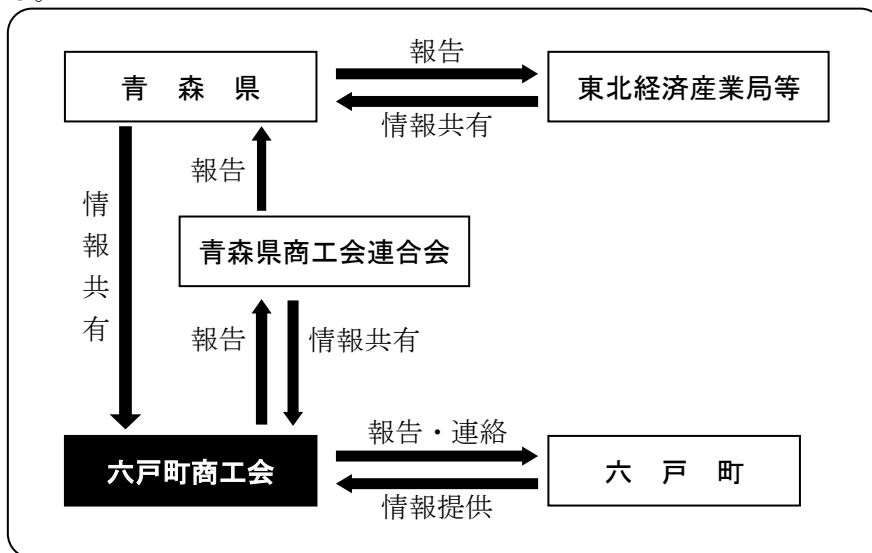
・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報を共有することを原則とする。

発災後～1週間	被害が分かり次第、都度状況を共有
1週間～2週間	1日に2回共有する（毎朝、毎夕）
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	変更のあった都度

・当町で取りまとめた「六戸町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の収集と迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際はあらかじめ定めた判断規準及び被害程度により行う。
- ・当会と当町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、青森県の指定する方法にて当会より、青森県商工会連合会を経由して青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を青森県の指定する方法により、青森県商工会連合会を経由して青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。（設置場所候補：六戸町商工会館）
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、当町等の施策）について、地区内小

規模事業者等へ周知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、地区外からの応援派遣等を青森県商工会連合会等に相談し、対応を図る。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。